

（４）継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

（５）重要な会計方針の変更

平成 19 年度 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	平成 20 年度 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)
	<p>(受注制作のソフトウェア及び工事契約の収益の認識基準等の変更)</p> <p>従来、当社の主力事業である受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益の計上基準については進行基準を適用していましたが、工事契約に係る収益の計上基準については工事完成基準を適用しておりました。「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第 15 号 平成 19 年 12 月 27 日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 18 号 平成 19 年 12 月 27 日）が平成 21 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当期よりこれらの会計基準等を早期適用しております。当期首に存在する契約を含む全ての契約において、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の場合については工事完成基準を適用しております。</p> <p>当該変更による売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>採算性の悪化が顕在化した受注制作のソフトウェアに関わる損失見込額を「工事契約等損失引当金」に含めて当期より表示しております。なお、前期末においては、当該損失見込額（1,803 百万円）を「流動負債」の「買掛金」に含めて表示しております。</p>